

# 第12回

## 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年8月28日(火)  
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第57号 農地法第3条許可の取り消し願いについて

議案第58号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第61号 非農地証明願について

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

## 7、会議の概要

- 議長 ただ今から第12回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。
- 事務局 全員、出席しております。
- 議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。  
  
会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)
- 議長 異議がございませんので議事録署名員は2番委員と3番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。  
  
会議についてお諮いします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)  
異議がございませんので、本日一日限りといたします。
- 議長 議案に入ります。
- 議長 議案第57号 農地法第3条許可の取り消し願いについて  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第57号 農地法第3条許可の取り消し願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり取り消し願いが提出されたので、  
農業委員会の承認を求めます。  
  
1ページ目をお開き下さい。今回は1件です。  
  
番号1番 伊野波699 地目 畑 面積567㎡  
譲受人:本部町在住A氏  
譲渡人:本部町在住B氏  
取り消し理由:両者意見の不一致が生じたため。  
添付資料説明  
  
以上で説明を終わります。
- 議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
では、議案第57号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議なしとのことですので、議案第57号は可決致します。  
  
次に進みます。
- 議長 議案第58号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第58号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の  
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は7件です。

番号1番 北里422-1 登記現況共に、畑 面積323㎡  
北里427 登記現況共に、畑 面積735㎡  
北里524-1 登記現況共に、畑 面積749㎡

利用権を設定する者:埼玉県在住C氏  
利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住D氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号2番 北里436-1 登記現況共に、畑 面積965㎡

利用権を設定する者:那覇市在住E氏  
利用権の設定を受ける者:今帰仁村在住F氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号3番 具志堅1616 登記現況共に、畑 面積1407㎡  
具志堅1617-1 登記現況共に、畑 面積524㎡

利用権を設定する者:本部町在住G氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号4番 北里366 登記現況共に、畑 面積640㎡

利用権を設定する者:名護市在住I氏  
利用権の設定を受ける者:本部町にある企業J  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明

番号5番 北里367 登記現況共に、畑 面積1054㎡  
北里375 登記現況共に、畑 面積2016㎡

利用権を設定する者:名護市在住K氏  
利用権の設定を受ける者:本部町にある企業L  
利用権の設定期間:5年(賃貸借)  
添付資料説明

番号6番 具志堅1644 登記現況共に、畑 面積1166㎡

利用権を設定する者:本部町  
利用権の設定を受ける者:本部町にある企業M  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

番号7番 新里504-2 登記現況共に、畑 面積520㎡  
新里505-1 登記現況共に、畑 面積680㎡

利用権を設定する者:本部町在住N氏  
利用権の設定を受ける者:本部町在住O氏  
利用権の設定期間:10年(賃貸借)  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第58号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第58号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条  
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会  
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 伊豆味93 登記現況共に、畑 面積439㎡  
譲渡人:豊見城市在住P氏  
譲受人:本部町在住Q氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号2番 浦崎648 登記現況共に、畑 面積621㎡  
浦崎736 登記、畑 現況、山林原野 面積280㎡  
譲渡人:愛知県在住R氏  
譲受人:本部町にある企業S氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

番号3番 北里1178-1 登記現況共に、畑 面積1739㎡  
譲渡人:那覇市在住T氏  
譲受人:本部町在住U氏  
権利種別:所有権移転  
申請事由:規模拡大  
添付資料説明

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
では、議案第59号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議がございませんので、議案第59号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の規定による  
許可及び、同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による  
農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数2件です。

番号1番 浦崎447 登記、畑 現況、非農地 面積409㎡  
譲渡人:本部町在住V氏

譲受人:本部町在住W氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、借家住まいのため、自家を建築したい。  
農地区分:第2種農地  
添付資料説明

番号2番 伊野波699 登記現況共に、畑 面積567㎡  
譲渡人:本部町在住X氏  
譲受人:本部町在住Y氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:申請地に住宅を建築するため。  
農地区分:第2種農地  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

6番委員 番号1番、2番について、事前着工の様子もなく特に問題がないと思われます。

説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)

では、議案第60号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なし)

異議がございませんので、議案第60号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第61号 非農地証明願いについて  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第61号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、  
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、  
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町在住Z氏  
申請農地:備瀬1171-1 登記、畑 面積858㎡  
申請要旨:約50年以上畑として使用せず、元々石灰岩も多く耕すことが  
できない為、畑として利用できない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号2番 願出人:那覇市在住A氏  
申請農地:新里111-3 登記、畑 面積107㎡  
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂していたところ、隣地の  
利活用のため、平成29年11月頃伐採を行った。表土は薄く、岩の露出がある  
など、耕作地には適していない。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住B氏  
申請農地:伊野波810 登記、田 面積33㎡  
申請要旨:周辺は墓地区域となっており、本件申請土地も全く農地に利用

できる状態にない。  
所有者:願出者と同じ  
添付資料説明

番号4番 願出人:宜野湾市在住C氏  
申請農地:謝花218 登記、畑 面積417㎡  
謝花370-1 登記、畑 面積301㎡  
謝花371 登記、畑 面積109㎡  
申請要旨:長い間放置されており、雑草・雑木が繁茂しており、307-1、371に  
おいては、窪地になっており、耕作に適していない。  
所有者:願出者と同じ  
添付資料説明

番号5番 願出人:宜野湾市在住D氏  
申請農地:謝花372 登記、田 面積97㎡  
謝花375 登記畑 面積201㎡  
謝花376 登記、畑 面積81㎡  
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しており、さらには窪地になって  
いる為、耕作に適していない。  
所有者:願出者と同じ  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明をさせていただきます。  
番号1番は、周りがお墓に囲まれていて土も石も踏み固められており畑として  
使えないと思います。  
番号2番は、砂利が入っているのと面積も小さいので畑としての利用は難しい  
と思います。  
番号3番は、お墓とガードレールの間にある急傾斜になっているので畑として  
の利用は困難かと思えます。

3番委員 番号4番は、全体的にお墓があり、申請地は雑木が生い茂っていました。  
番号5番は、道から少し下がったところにあり、畑自体は状態は悪くないですが  
畑への進入路がないため利用は難しいんじゃないかなと思います。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

議長 では、議案第60号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第61号は可決致します。

本日の総会はこのをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義